

【確認】鏡川清流保全条例に基づく景観形成区域の検討について

鏡川清流保全条例の施行（1989.10）

- * 指定区域として「水質管理区域」「自然環境保全区域」「景観形成区域」を設定。しかし、景観形成区域は未指定のまま施行。

景観形成区域の指定候補地の抽出（2007.3）

- * 「新鏡川清流保全基本計画」の策定に関連した調査により、17か所の指定候補地を抽出。うち11か所は自然環境保全区域との重複候補地。
- * 以降、区域指定に係る検討を行うものの、指定に至らない状況が続く。

2017 鏡川清流保全基本計画の策定（2017.3）

- * 重点項目として「源流域の重要性とその保全のしくみづくり」を掲げる。
 - － 鏡川の清流の源となる源流域の重要性を再認識し、自然環境や景観の保全の観点から保全すべき区域について、開発等の行為の抑制につながるしくみをつくります（計画より抜粋）－
- * 景観形成区域の指定が進まない要因として、指定の意義、指定候補地の評価の項目・基準が明確でないことを課題視。

鏡川清流保全区域指定検討業務（2017.9～2019.3）

- * 主な業務項目は、指定済みの自然環境保全区域（7か所）、自然環境保全区域・景観形成区域の指定候補地（25か所）の現状把握、区域指定の手法検討、指定区域の保全手法の検討。
- * 調査および検討作業は、鏡川清流保全審議会に諮りながら実施。

平成30年度 第1回鏡川清流保全審議会（2018.7.13）

- * 景観形成区域の検討にあたり、上述の課題に加え、旧鏡・土佐山村との合併以降に顕在化してきた新たな課題を再認識（人口減少による農村景観の衰退や地域文化の継承の困難化、農村景観の保全に関する市民主体の取組の停滞など）。
- * これらの課題を踏まえ、堰、橋、神社、水田等をスポット的に区域指定するのではなく、美しい農村景観が残る地域に対して面的に指定することを提案。
- * 候補地は、“景観のまとまり”が認められる久礼野、領家、坂口の3つの地区を想定し、当初候補地として想定していた堰、橋、神社、水田等は“景観の構成要素”として位置づけることを提案。
- * しかし、流域保全区域に係る討議に時間を要したこと、景観形成区域の提案内容が複雑であったことなどから、十分な討議が行えなかった。

平成30年度 第3回鏡川清流保全審議会（2018.12.27）

- * 第1回審議会にて提案した事項について、以降の検討結果も含め、委員の皆さまに共通認識を持っていただきながら、資料②-2で提案する「景観形成区域の指定および保全の考え方」について、改めてご意見を頂戴したい。

【区域指定の趣旨など】

	現行条文	改正後の条文素案
条例第 15 条 第 2 項 —趣旨—	市長は、鏡川の歴史的・文化的・伝統的な特性を生かした個性ある河川景観を形成するため、景観形成区域を指定することができる。	市長は、鏡川流域における人々の暮らしに培われた景観地の質の維持・向上を図り、その継承及び暮らしの活性化を促すため、景観形成区域を指定することができる。
規則第●条 —定義—	なし	景観形成区域は、景観の保全・活用に係る地域主体の活動が行われ、中山間地域における地域づくりのモデルとして相応しいと市長が認める区域とし、市長と当該地域の住民との協定締結をもって指定する。
規則第●条 —制限—	なし	協定には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 協定の対象となる土地の区域（以下この条において「協定区域」という） (2) 協定区域の管理の方法及び目標に関する事項 (3) 協定の有効期間 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協定の実施に関し必要な事項

【提案のポイント】

- 農林業などの営みによって良好に維持されている鏡川流域の象徴的・典型的な“文化的景観”を選び、“景観のまとまり”を単位として面的に指定。
- 意欲や主体性を重視し、合意形成ができた地域から指定。“景観の構成要素”も地域主体で選ぶ。
- 規制・誘導は「流域保全区域」に準じるものとし、意欲や主体性のある地域の取組の支援に主眼を置いた区域とする。
- 外部からの評価が誇りを取り戻すきっかけとなり、持続可能な地域づくりのモデルとなることを期待。
- 景観維持のために必要な高知市としての取組について検討。

【懸案事項】

- 指定範囲の単位はどのように設定すべきか？（“景観のまとまり”のほか、集落単位、小学校区など）
- 住民の意識高揚につなげるため、何を支援すべきか？（他の施策とのすみ分け、支援対象の整理が必要）
- 地域との合意形成に時間がかかるのではないかと？合意形成はどのように図るべきか？